



山形県公報

平成27年4月1日(水)

号 外 (12)

目 次

内水面漁場管理委員会関係

指 示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限…………… 1
- 内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量…………… 同

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成27年4月1日

山形県内水面漁場管理委員会

会長職務代理者

会長代理 島 軒 治 夫

1 指示の内容

(1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、平成27年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成27年4月1日

山形県内水面漁場管理委員会

会長職務代理者

会長代理 島 軒 治 夫

平成27年度増殖数量指示

増殖方法		移殖放流													人工ふ化放流				産卵場造成等										
漁協名	魚種名 免許番号	あ	ゆ	うぐい (はや)	こ	い	ふ	な	うなぎ	かじか	さくらます (やまめ)	にじます (稚魚)	にじます (成魚)	いwana (稚魚)	いwana (成魚)	もくず がに	ひめます	やつめ うなぎ	いwana	わかさぎ	さくらます (やまめ)	さくらます (やまめ)親魚	あ	ゆ	うぐい (はや)	かじか	やつめ うなぎ	その他	
		グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	尾	尾	グラム	尾	グラム	尾	尾	尾	万粒	万粒	万粒	万粒	尾	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
両羽	内共第1号										稚魚 17,000					1,000		1,000								2			
県南	内共第2号	230		30	200	100		5			稚魚 6,000		600	11,000	230				3	300					7	1		いwana 3	
西置賜	内共第3号	650				50		5			稚魚 13,000	3,000		12,000	120										6	8			
最上川一	内共第4号	875		100		20		8		2	稚魚 22,800	1,500		29,000		200									2		1	こい1、さくらます(やまめ) 1	
	内共第5号				10	10																							
	計	875		100	10	30		8		2	稚魚 22,800	1,500		29,000		200									2		1	こい1、さくらます(やまめ) 1	
最上川二	内共第6号	2,000				310					稚魚 30,000	15,000	400		220	200				100					1	1	1		
	内共第7号				200	80																							
	内共第8号				200	310																							
	計	2,000			400	700					稚魚 30,000	15,000	450		220	200				100					1	1	1		
丹生川	内共第10号	850				20					稚魚 8,000	2,000		4,000		300			1					7	6				
小国川	内共第11号	3,500				30					稚魚 60,000	500		20,000		1,000								9	7	7			
	内共第12号					50	5																						
	計	3,500				80	5				稚魚 60,000	500		20,000		1,000								9	7	7			
最北中部	内共第13号	580				10					稚魚 30,000	5,000		25,000		500								2	2	2			
	内共第14号					10																							
	計	580				20					稚魚 30,000	5,000		25,000		500								2	2	2			
最上	内共第15号	1,200				10	3				稚魚 50,000			20,000		3,000							4	4	2	2			
最上川第八	内共第16号	200				5					稚魚 20,000			10,000		1,000		200						4	3				
赤川	内共第17号	120				30					稚魚 6,000			3,000		500								2		2			
	内共第18号	430				20					稚魚 29,000		50	32,000		2,500					5	90	2	3	3		さくらます(やまめ) 9		
	内共第19号																3,000												
	計	550				50					稚魚 35,000		50	35,000		3,000	3,000				5	90	2	5	3	2	さくらます(やまめ) 9		
月光川養	内共第20号	20				5				稚魚 13,000			13,000		3,500								8	4	6	2			
日向荒瀬	内共第21号	370				10			3	稚魚 5,000			5,000		1,500								2	1	1	1			
山戸	内共第22号	170								稚魚 5,000					500								9	5	5	2	いwana 6		
温海面	内共第23号	110									稚魚 3,000			3,000		100							2	1	1	1	いwana 1、さくらます(やまめ) 2		
	内共第24号	120									稚魚 3,000			3,000		100							2	2	1	1	いwana 1、さくらます(やまめ) 2		
	内共第25号	120									稚魚 4,000			4,000		100							3	2	2	1	いwana 1、さくらます(やまめ) 2		
	計	350									稚魚 10,000			10,000		300							7	5	4	3	いwana 3、さくらます(やまめ) 6		
小国町	内共第26号	700								稚魚 15,000			120,000						1,500					6	6				
作谷沢	内共第27号				200	180	10													400								こい1、ふな1	
	内共第28号				130	110																						こい1、ふな1	
	計				330	290	10													400								こい2、ふな2	
合計		12,245	130	940	1,370	36	5			稚魚339,800	27,000	1,100	314,000	570	16,000	3,000	1,200	4	2,300	5	90	32	70	55	23	いwana12、さくらます(やまめ) 16、こい3、ふな2			

平成27年4月1日印刷
平成27年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056